

令和4年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月24日（木） 13時30分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第3号 合意解約等について

第3 議案第10号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第11号 非農地証明について

第5 議案第12号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第6 議案第13号 別段面積の見直しについて

第7 議案第14号 令和4年度標準農作業料金表（案）の承認について

○事務局

皆さん、こんにちは。本日は、新型コロナウイルス感染の拡大防止の為、農地最適化推進委員の出席を遠慮していただきました。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和4年3月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり会長に御挨拶をいただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○会長

改めまして皆さんこんにちは。本日は、忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

先ほど局長のほうからもありましたけれども、新型コロナウイルスのクラスターが医療機関で発生をいたしました。その後、学校、幼稚園等への影響もありまして、本日の総会は、委員だけの開催となりました。人数が少ないですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、いよいよ令和3年度もあと1週間余りとなりました。委員の皆様には、農業委員会という組織の一員として、農地法に基づく業務と農地利用の最適化の為、活動を頑張ってくださいしております。また、農地を守るため、農業委員会の役割は、皆さん御存じのように、大変重要です。本市の農業振興を図る為にも、今後とも頑張ってくださいと思います。本当に1年間ありがとうございました。

○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。5番、日笠山委員、6番、鮫島委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第3号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第3号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページから4ページです。

今月の合意解約は1番から20番の20件で、台帳現況地目畑42筆、138,121平米の合意解約がありました。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第10号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明をお願いいたします。

○事務局

日程第3、議案第10号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は5ページです。

今月は使用貸借1件の申請がありました。

1番です。国上校区、浦田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積2,8

74平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。

なお、借り人は、経営面積が2,874平米となり、下限面積の20アールを超えます。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて担当委員のほうから報告をお願いします。整理番号1について、9番委員お願いいたします。

○9番委員

9番です。整理番号1について報告いたします。

3月18日15時30分、担当推進員と共に借り人立会いのもと、現地調査を行いました。

借り人は、数年前に移住してきた方で、モジャコ船に乗ったり、音楽活動をしたりしている方です。種子島の温暖な気候でバナナを植えて、できればバナナのブランド化が出来たらいいなと大きな目標を持っている若者でした。

申請地は、以前から非農地にしようかどうかと迷っていたところでした。今回、遊休農地解消対策事業を使ってきれいに整地され、耕耘までしてありました。モジャコ漁が終わってからバナナ、アボカド、レモンを植え付ける予定だそうです。

農業機械は、耕耘機、払い機しか今はありませんが、必要なときは友人の機械を借りることになっていると話していました。

貸し人には、電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただ今担当委員のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終わりました。議案第10号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第4、議案第11号「非農地証明について」を議題といたします。議案説明をお願いいたします。

○事務局

日程第4、議案第11号「非農地証明について」を説明いたします。資料は6ページです。

1番です。安納校区、軍場地区です。台帳地目は畑ですが、昭和20年1月1日から耕作をせず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

これにつきましては10日に現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○14番委員

14番です。整理番号1について報告いたします。

3月10日9時半から、申請人の代理人、事務局2名、担当委員2名で、現地調査を実施しました。

事務局の説明のとおり、昭和20年頃から耕作していないということです。

現地は車両などが通れる道もなく、歩いて行きました。スライドを見ても分かるように、木なども大きくなっていて、畑として利用するのはとても困難という全員の判断となりました。現地調査の結果、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員から補足の説明がありましたらお願いをいたします。

○1番委員

1番です。今、調査委員長の説明どおり間違いありません。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから、報告がありました。

この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第11号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第11号「非農地証明について」は原案のとおり、許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、日程第5、議案第12号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第5、議案第12号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。まず利用権の設定についてです。7ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、地目畑、面積16,512平米、利用権の設定する者3人を受ける者2人です。

内訳については8ページを、詳細については9ページから11ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定について説明いたします。まず初めに所有者から地域振興公社への利用権設定を説明いたします。12ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年3月31日から令和7年3月30日までの3年間、地目畑、面積3,559平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年3月31日から令和9年3月30日までの5年間、地目田、面積1,813平米、畑20,688平米で、合計面積22,501平米、利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和4年3月31日から令和14年3月30日までの10年間、地目畑、面積45,636平米、利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。

内訳については13ページを、詳細については14ページから26ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。27ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年3月31日から令和7年3月30日までの3年間、地目畑、面積3,559平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年3月31日から令和9年3月30日までの5年間、地目田、面積1,813平米、畑、20,688平米、合計面積22,501平米、利用権の設定する者1人、受ける者3人です。

3段目です。期間が令和4年3月31日から令和14年3月30日までの10年間、地目畑、面積45,636平米で、利用権の設定をする者1人、受ける者6人です。

内訳については28ページを、詳細については、29ページから40ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは順次担当委員の報告をお願いいたします。

1番、2番は私の担当ですので、報告します。

○4番委員

4番です。1番2番とも、借り人が、同じ人ですので、1番、2番まとめて報告

いたします。

借り人が忙しいということで3月20日日曜日、午前6時半に担当推進員立会いのもとで現地を確認してきました。

整理番号1番は1筆4枚、2番は3筆4枚になっておりまして、利用状況調査のときに、1年1年荒れていくことを心配していた畑でした。

借り人は、大規模の認定農家です。今、皆さん御存じのように甘藷、青果用サツマイモが基腐病で作る所がないということで、申請地がこれまでサツマイモを作ったことがない所なので、作ってみようということでした。現地がかなり荒れていたんですけども、遊休農地解消対策事業を活用して、耕耘をして、脇のかかりの木も伐採をしてきれいになっておりまして。農業機械もそろっておりまして、農業の技術等間違いないと思います。

また、貸し人は、1番の方は鹿児島に在住、2番の方は西之表で、2人とも電話で確認をしまして、申請内容どおり間違いないことを報告いたします。

審議方よろしくお願いたします。

○議長

それでは続きまして、整理番号3番について、1番委員報告をお願いいたします。

○1番委員

1番です。3月23日7時より、借り人、担当推進員立会いのもと、現地調査を行いました。

借り人につきましては、園芸を中心とした認定農家であります。

今回の件に関しましては、貸し人から「高齢による規模縮小で作って欲しくないか」と何回か相談があつて、今回の申請になったということです。

農地の場所といたしましては、軍場から沖ヶ浜田に出る前の県道沿いにある農地でありまして、2筆とも近くにある農地です。今ちょうど、ロータリーをかけておりまして、ジャガイモを作る計画だということでありました。申請どおり間違いありません。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第12号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

○議長

続きまして、日程第6、議案第13号「別段面積の見直しについて」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第6、議案第13号「別段面積の見直しについて」を説明いたします。資料は41ページです。

別段面積につきましては、平成31年4月1日に見直しを行い、面積の変更を行いましたが、「農業委員会の適正な事務の実施について」に基づき、「毎年修正の必要性について検討する」と規定されていることから、今回検討を行うものです。

農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障生ずるおそれがないので、「見直しを行わない」として提案いたしました。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。「見直しは行わない」という提案ですけれども、皆さんのほうからこれに対して何か御意見ございましたら挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

それでは無いようですので、議案第13号「別段面積の見直しについて」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。

○議長

続きまして、日程第7、議案第14号「令和4年度標準農作業料金表（案）の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第14号「令和4年度標準農作業料金表（案）の承認について」を説明いたします。資料は42ページです。

令和4年2月の定例総会において、お示ししました案について御意見を伺った内容とあわせて、関係機関と協議を行いました。

令和3年度と変更した箇所について説明させていただきます。

42ページの一般農作業労賃について、1時間当たり821円とし、1日8時間の6,568円としております。

次に新たなものとして、ドローンによる薬剤散布についてですが、1段目、除草剤散布10アール当たり2,200円、粒剤による散布で薬剤は本人負担となっております。

2 段目、薬剤散布については、10アール当たり2,200円、水和剤による散布で薬剤は本人負担となっております。

3 段目、甘藷・馬鈴薯薬剤散布については、10アール当たり3,050円、から虫・疫病予防による散布で薬剤は本人負担となっております。集団防除については、別に行うということで、別途としております。

あと、次に、42ページの中段よりちょっと下になりますが、サトウキビの防除についてですけれども、乗用型機械による薬剤散布については、10アール当たり3,050円としております。

あと42ページ1番下の豆類の畝立てについてですが、200メートル当たり3,300円としております。

ほかのものについては、令和3年度と変更ありません。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから変更になった点のほうをピックアップして説明がありました。何か皆さんのほうから、質疑等ありましたら挙手でお願いいたします。

○8番委員

8番です。農作業料金は提示されていますけれども、ガソリン価格の高騰ということで、トラクター作業など特に1番軽油を使う機械でございます。昨年、一昨年と比較すると、40円から50円価格が違います。この燃料費の高騰についてどこにどういうふうに提案すればいいのか、わかりませんが、燃料費の高騰に関する支援体制の要望を農業委員会としても挙げられないものか、ということをご提言させていただきたいと思っております。

○議長

はい。ただいま委員のほうからの御意見ですけれども、事務局、この辺はどうでしょうか。

○事務局

燃料費につきまして前回、「まだ影響ないですか」ということで話をしたところでしたけれども、現在、ウクライナの事情も出てきたものですから、今後なおさら高騰していく見込みがあります。ただ現時点で金額の落としどころがはっきりしない状況で、いくら支援すればいいのか決められない状況です。

あくまで今回は作業料金ということですので、燃料費の支援については、また別で、市のほうに要望していく形を今後とっていければと思います。

○議長

実際に、料金設定の会でもその話はありませんでしたが、ここのところロシアがウクライナに侵攻していく中でますます厳しい状況になっていることは確かです。国がいろいろ買い支えとかもやってくれているようですが、実際に今のところ直接価格に響いてきているというのが現状です。

燃料費が上がると受託者としては、作業料金を上げてほしいところはあると思いますが、今度は農家のほうが、基腐病やらなんやらで苦しんでいるところに、作業料金を上げてくるとまた農家も大変になってきます。この作業料金のほうでは上げ

られなかったっていうところがあります。今、委員のほうからあったように、どこかが助成をしてくれるのであれば非常にありがたいことでもあります。今、事務局からの答えがあったように、行政とか国、県が少しでも助成をしてくれればありがたいですので、要請のほうはぜひ、行政を通じてやっていただきたいと思います。

今ここではっきりどうこうと決定は出来ません。今後、協議をして内容を詰めていくということによろしいでしょうか。

○8番委員

情報提供ですけれども、定かじゃないですけれども、漁業においても燃料が高騰する方向で一気に15円ぐらい上がるというふうなうわさも流れてきております。漁船を持っている組合員が漁協を通じて、何らかの支援を行政及び県に要請をかけるような方向であるということでもあります。受託者組織もありますけれども、そこと一緒になって農業委員会としても、駄目もとても要請活動のほうは、ぜひよろしくをお願いします。

○議長

大きな規模でやっている人ほど、影響が大きくなりますので、その辺はぜひ、行政のほうは、やっていただきたいと思います。

○議長

それでは今の意見も踏まえて、支援の要請はしてもらおうということで、本日のこの農作業料金表について、承認するという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに、決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

5 番 委 員 _____ 印

6 番 委 員 _____ 印